



平成21年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社ナカノフドー建設  
代表者名 取締役社長 橋 本 武 典  
(コード番号 1827 東証・大証各一部)  
問合せ先 総務部長 平 井 秀 夫  
T E L 03-3265-4661 (代表)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、平成21年6月26日開催予定の第67回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行されたことおよび平成16年3月に発行いたしました第I種優先株式560万株につきまして、平成19年7月6日付で200万株、平成20年7月4日付で360万株をそれぞれ取得の上消却したことに伴い、以下のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条第1項の定めにより、当社は株券電子化の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社現行定款第8条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管および振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) 第I種優先株式を取得の上消却したことに伴い、当社定款規定のうち、第I種優先株式に関する文言の削除を行うものであります。
- (5) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。
- (6) 上記の変更に伴い、一部条数を繰り上げるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、現行定款中変更のない条文の記載は、省略しております。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は<u>160,392,300株とし、このうち154,792,300株は普通株式、5,600,000株は第I種優先株式とする。</u></p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の普通株式および<u>第I種優先株式の単元株式数は500株とする。</u></p> <p>(株券の発行) <u>第8条 当社は株式に係る株券を発行する。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第11条 当社の株式に関する取扱い<u>および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は154,792,300株とする。</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は500株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第10条 当社の株主権行使の<u>手続きその他株式に関する取扱い</u>は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>(第I種優先配当金)</p> <p>第12条の2 当社は、第36条に定める期末配当金を支払うときは、毎事業年度最終の株主名簿に記載または記録された第I種優先株式を有する株主(以下「第I種優先株主」という。)または第I種優先株式の登録株式質権者(以下「第I種優先登録株式質権者」という。)に対し、毎事業年度最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第I種優先株式1株につき年50円を上限として、第I種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の期末配当金(以下「第I種優先配当金」という。)を支払う。</p> <p>2. ある事業年度において第I種優先株主または第I種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第I種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>3. 第I種優先株主または第I種優先登録株式質権者に対しては、第I種優先配当金を超えて配当を行わない。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第 I 種優先株主に対する残余財産の分配)</p> <p>第12条の3 当社の残余財産を分配するときは、第 I 種優先株主または第 I 種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第 I 種優先株式 1 株につき 500円を支払う。</p> <p>2. 第 I 種優先株主または第 I 種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。</p> <p>(第 I 種優先株主の取得請求権)</p> <p>第12条の4 第 I 種優先株主は、平成23年4月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの期間（以下「取得請求可能期間」という。）において、毎事業年度に、前事業年度における分配可能額の2分の1に相当する金額を上限として、第 I 種優先株式の全部または一部を1株につき500円にて取得するように請求することができ、当社は、法令の定めにしたがって、分配可能額の範囲内において、取得手続を行うものとする。</p> <p>(第 I 種優先株式の取得条項)</p> <p>第12条の5 当社は、平成23年4月1日以降いつでも第 I 種優先株主または第 I 種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、第 I 種優先株式の全部または一部を取得することができる。取得価額は、1株につき500円に第 I 種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得の日までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）とする。</p> <p>(第 I 種優先株式の議決権)</p> <p>第12条の6 第 I 種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第 I 種優先株式の併合または分割、新株引受権等)  第12条の7 当社は、法令に定める場合を除き、第 I 種優先株式について、株式の併合または分割を行わない。また、当社は、第 I 種優先株主または第 I 種優先登録株式質権者に対し、新株引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。</p> <p>(第 I 種優先株式の普通株式の交付と引換えにする取得請求権)  第12条の8 第 I 種優先株主は、第 I 種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求し得べき期間中、当該決議で定める条件にて、第 I 種優先株式を普通株式の交付と引換えに当会社に取得させることができる。</p> <p>(第 I 種優先株式の一斉取得条項)  第12条の9 取得を請求し得べき期間中に取得請求のなかった第 I 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって、第 I 種優先株式 1 株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。以下「一斉取得価額」という。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、一斉取得価額の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、一斉取得価額が、第 I 種優先株式発行に際して取締役会の決議で定める下限取得価額を下回る場合には当該下限取得価額をもって、また、当該取締役会の決議で定める上限取得価額を上回る場合には当該上限取得価額をもって、一斉取得価額とする。</p> <p>上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを扱う。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(優先順位)  <u>第12条の10 当社の発行する各種の種類株式の優先配当金および残余財産の分配の支払順位は、同順位とする。</u></p> <p>第13条～第17条 (条文省略)</p> <p>(種類株主総会)  <u>第18条 第14条、第16条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p>第19条～第36条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第12条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第17条～第34条 (現行どおり)</p> <p>附則  <u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p><u>第3条 本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日 (金曜日)

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日 (金曜日)

以 上